

岡山県高等学校体育連盟バレーボール部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本部会を岡山県高等学校体育連盟（以下県高体連と称す）バレーボール部と称する。

(事務局)

第2条 本部会の事務局は部長の指定するところにおく。

※住所は総務委員長の勤務先に設定する。

(組織)

第3条 本部会は県高体連規約第6条に基づいて組織する。

第4条 本部会は県高体連に加盟した高等学校をもって組織する。

第5条 本部会には、備前・備中・美作の三支部を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第6条 本部会は、高体連の規約に基づき、岡山県バレーボール協会と提携して、県下高等学校における本部会の健全なる発達を図ることを目的とする。

(事業)

第7条 本部会は第6条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 高等学校生徒の競技会の開催
- (2) バレーボールに関する講習会の開催
- (3) バレーボール競技に関する調査研究
- (4) バレーボール競技団体との連絡提携
- (5) その他、目的達成に必要な事項

第3章 役員

(役員の種類)

第8条 本部会に次の役員をおく。

- | | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| (1) 部長 | 1名 | (2) 副部長 | 若干名 |
| (3) 委員長 | 1名 | (4) 副委員長 | 若干名 |
| (5) 常任委員 | 32名以内 | (6) 委員 | 70名以内 |
| (7) 監事 | 2名 | | |

(役員を選任)

第9条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 部長は加盟学校中の校長、副部長は同校長・教頭より、総会で推挙する。
- (2) 委員長、副委員長は常任委員中より、選考委員会の推挙により、総会の承認を経て部長が委嘱する。
- (3) 常任委員は、委員中より、選考委員会の推挙により、総会の承認を経て部長が委嘱する。
- (4) 委員は本部会加盟校より、選考委員会の推挙により、総会の承認を経て部長が委嘱する。
- (5) 監事は選考委員会の推挙により、総会の承認を経て部長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 部長は会務を統括し、本部会を代表する。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 委員長は会務を処理する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 常任委員は常任委員会を組織し、本部会の企画運営・連絡調整及び会計等の会務を執行する。
- (6) 委員は総会を組織し、重要事項を審議決定する。

(役員任期)

第11条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員はその任期満了後も、後任者が就任するまで引継ぎ職務を行う。

(役員解任)

第12条 役員が次のいずれかに該当するときは、常任委員会の議を経て、解任することができる。

- (1) 本人の都合で解任を申し出たとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められたとき
- (3) その他、特別な理由の生じたとき

第4章 機関及び会議

(種別)

第13条 1. 本部会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 各種委員会(総務・競技・審判・強化・記録)
- (4) 特別委員会(必要に応じて設置)

2. 総会は本部会役員、常任委員会は本部会役員のうち部長、副部長、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成し、各種委員会は別に定める委員をもって構成する。

(定足数及び議決)

第14条 1. 会議は本規約に特別の定めがあるものを除き、役員3分の2以上の出席者がなければ会議を開き議決することはできない。但し、委任状による出席を認めることができる。

2. 会議の議事は本規約に特別の定めのあるものを除き、出席役員過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

(総会)

第15条 1. 総会は最高の議決機関とする。

2. 総会は毎年1回、年度末に開催する。但し、部長が必要と認めるとき、常任委員会の要求があったとき、部長は臨時に、これを召集しなければならない。
3. 総会は部長が招集し、部長が議長となる。

(総会の議決事項)

第16条 総会は次の各号に関する事項を議決する。

- (1) 予算に関すること

- (2) 決算の承認に関する事
- (3) 事業に関する事
- (4) 役員を選任に関する事
- (5) 本規約及び同細則の改廃に関する事
- (6) その他、重要案件に関する事

(常任委員会)

- 第17条 1. 常任委員会は執行機関で、必要に応じて部長が召集する。但し、常任委員の3分の1以上の要求があれば、部長はこれを召集しなければならない。
2. 常任委員会の議長は総務委員長が務める。

(常任委員会の執務事項)

- 第18条 常任委員会は次の各号に関する事を行う。
- (1) 総会の議案に関する事
 - (2) 総会の議決事項の運営に関する事
 - (3) 緊急を要する事項の議決に関する事
(但し、総会の議決事項に係わる事項については、議決後、最初に開催される総会で承認を得なければならない)
 - (4) 各種委員会の事業計画の承認に関する事
 - (5) その他、必要な事

(各種委員会)

- 第19条 1. 総務・競技・審判・強化・記録の委員長、副委員長は常任委員の互選によって決定し、部長が委嘱する。
2. 前項の委員会の委員は、本部会委員中より部長が委嘱する。
3. 前項の委員会の会務は別に定める。

(議事録)

- 第20条 会議の議事については議事録を作成しなければならない。議事録は記録担当者が作成する。

第5章 会計

(経費)

- 第21条 本部会の経費は、県高体育連分配金、岡山県バレーボール協会分配金・補助金、及びその他寄付金等の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第22条 本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

- 第23条 1. 本部会の予算・決算は県高体連分配金と岡山県バレーボール協会分配金・補助金、その他を個別に行うものとする。
2. 決算は監査委員の監査を受けた後、監査意見を附し総会に提出する。
3. 会計は常任委員会で選出された委員がその任にあたる。

第6章 規約の改廃

(規約の改廃)

第24条 本会規約の改廃は、総会において役員現在数の3分の2以上の賛成による議決を必要とする。

第7章 雑則

第25条 備前・備中・美作の各支部に、常任委員中より、選考委員会の推挙により、支部責任者をおく。

第26条 加盟各校は県高体連規則第24条により、県高体連が承認した競技会以外には出場することができない。但し、小地区（市郡町村別等）における競技会には、所属支部高体連（備前・備中・美作）の承認を得れば出場することができる。

第27条 1. 本規約の実施運営上必要な施行細則は、総会の議を経て別に定める。

2. 前項の施行細則の改廃は、本規約の改廃に準ずる。

附則 本規約は昭和44年4月1日より施行する。

平成 2年2月19日 一部改正

平成 11年2月15日 一部改正

令和 2年2月25日 一部改正